

～病児・病後児保育施設利用料助成金のご案内～

病児・病後児保育室ご利用の方で、次に該当する方は施設利用料金の助成を受けることができます。

【該当要件】

- ① 現年度分住民税非課税世帯（４月から８月までの利用については前年度分住民税非課税世帯）及び生活保護世帯の児童の保護者の方
- ② 現年度分住民税均等割（４月から８月までの利用については前年度分住民税均等割）のみの課税世帯（所得割非課税世帯）の児童の保護者

【助成金額】

前記①に該当する方・・・２，０００円

前記②に該当する方・・・１，０００円

【申請方法】

該当する方は申請期限内に「北区病児・病後児保育施設利用料助成金交付申請書」「北区病児・病後児保育施設利用料助成金請求書兼口座振替依頼書」をご記入の上、必要書類を添えて北区保育課までご提出ください。（郵送可）

（申請期限）４月～翌年１月にご利用の場合・・・利用日から３か月以内

２月～３月にご利用の場合・・・同年４月末まで

（問合せ先）〒114-8508 北区王子本町 1-15-22

北区教育委員会事務局子ども未来部保育課私立保育園係 03（3908）1333